

京都市職員任用規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年5月29日

京都市人事委員会委員長 彦惣 弘

京都市人事委員会規則第2号

京都市職員任用規則の一部を改正する規則

京都市職員任用規則の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「及び消防職」を「, 消防職」に改め, 「同じ。）」の右に「及び学校事務職員」を加える。

第12条第2号中「特殊専門職」を「専門職」に改める。

第21条第1項本文中「または人事委員会が当該職への採用候補者と同等の能力があると認めた者」及びただし書き中「または能力認定」を削り, 同条第3項中「転任試験による場合にあつては,」及び「人事委員会の認定による場合にあつては, 人事委員会が当該転任した者について認定した能力と同等の能力を必要とする採用試験の, それぞれ」を削る。

別表第2中「特殊専門職」を「専門職」に改める。

別表第3備考中「特殊専門職」を「専門職」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は, 公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の京都市職員任用規則(以下「改正後の規則」という。)第3条第2項の規定は, この規則の施行の日以後に募集を開始する競争試験について適用し, 同日前に募集を行った競争試験については, なお従前の例による。

3 改正後の規則第21条第1項及び第3項の規定は, この規則の施行の日以後に行

う転任試験について適用し、同日前に行った転任試験の合格者又は人事委員会の認定によって転任させることができる者については、なお従前の例による。

(人事委員会事務局任用課)